

質問書回答

2018年 11月 19日

「(案件名) エジプト国病院の質向上プロジェクト」

(公示日：2018年11月7日／公示番号：180386) について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	(P2) 第2業務の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (5) 活動 活動 1-1：質・医療安全に関する既存のガイドライン、マニュアル、モニタリング・評価ツール、研修教材をレビューする。	既存のガイドライン、マニュアル、モニタリング・評価ツール、研修教材は英語で用意されておりますでしょうか。もし、アラビア語でしか用意されていないという場合、レビューをするに当たり、英語への翻訳費用を計上することは可能でしょうか。	質・医療安全に関する既存のガイドライン、マニュアル、モニタリング・評価ツール、研修教材については、状況が刻々と変化する可能性もあり、プロジェクト開始後に最新の状況を現地で確認いただくことを想定しております。 アラビア語でしか用意されていない場合に備え、一般業務費の資料等作成費に翻訳費用を計上していただいで結構です。
2	(P2) 第2業務の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 (5) 活動 活動 1-4：質・医療安全強化のアプローチとしての5S-KAIZEN-TQM マニュアルを含む、「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準(基礎レベル)」のパフォー	R/D のプロジェクト目標の指標の一つ、ならびに業務指示書 P5 の全体方針では「全対象病院が『エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準(基礎レベル(foundation level))』に定められたパフォーマンス改善に係る基準を達成すること」と記載があります。 一方、業務指示書の活動 1-4 では、「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準(基礎レベル(basic level))」の	R/D の Annex2 の PDM に記載のとおり、活動 1-4 は基盤レベル(foundation level) のエジプトヘルスケア認証プログラム病院基準のパフォーマンス改善に係る基準を実施するためのガイド(アラビア語)を策定するものです。したがって、業務指示書 P2、P10 及び P15 に記載の「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準(基礎レベル)」は、「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準(基盤レベル)」が正しいですので、お詫びするとともに訂正いたします。

通番	当該頁項目	質問	回答
	<p>マンス改善に係る基準を実施するためのガイド（アラビア語）を策定する。</p> <p>（P10）6. 業務の内容【第1期契約期間】 （5）ガイドの策定支援（活動1-4）</p>	<p>ガイドを策定するとあります（P2、P10、P15）。</p> <p>尚、ベースライン調査項目（P9）や活動2-1（P3）、活動2-13（P14）においては、同認証プログラム病院基準の「基盤レベル（foundation level）」と記載があります。</p> <p>R/Dのプロジェクト目標等で達成を目指す基準は「基盤レベル（foundation level）」とし、プロジェクトの活動では「基礎レベル（basic level）」のパフォーマンス改善に係る基準を実施するためのガイドを策定するとの理解に相違ないでしょうか。</p>	
3	<p>（P2）第2業務の目的・内容に関する事項 2. プロジェクトの概要 （5）活動1-4</p> <p>（P10）6. 業務の内容【第1期契約期間】 （5）ガイドの策定支援（活動1-4）</p>	<p>活動1-4では、「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準（基礎レベル）」のパフォーマンス改善に係る基準を実施するためのガイド（アラビア語）を策定するとあり、6.業務の内容では、アラビア語、英語となっております。ガイドはアラビア語及び英語の2言語で作成するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、それ以外の技術協力成果品等（院</p>	<p>「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準（基盤レベル）」のパフォーマンス改善に係る基準を実施するためのガイド、それ以外の技術協力成果品等について、アラビア語、英語での作成というご理解のとおりです。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
	(P15) 7. 報告書等、(2) 技術協力成果品等	内・院外モニタリング評価ツール、指導者・病院指導者・病院スタッフを対象にした研修教材、ベースライン・エンドライン報告書)においてもアラビア語及び英語での作成が求められておりますでしょうか。	
4	(P7) 第2業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (9) 保健人口省保健技術専門学校局への成果の共有	本事業で作成した各種ガイド・マニュアル・ツール・教材類が作成された暁にはGDHTIと共有するとありますが、「共有」のレベルについて、どの程度を想定されておりますでしょうか。成果品を共有する(提供する)のみで良いのか、または、グッドプラクティスセミナーへ招待したり、GDHTIの担当者をファシリテーターレベルに育成したりすることまでを想定されておりますでしょうか。	詳細計画策定結果(2)の5「卒前教育コンポーネント」に記載のとおり、プロジェクトで実施予定の指導者研修等への参加者へ、手当の負担が困難であるため、プロジェクトで作成する5S-KAIZEN-TQMのマニュアルを提供してほしいとの要望がGDHTIより示されました。 したがって、現時点では作成された各種ガイド類を共有する(提供する)ことのみを想定しております。
5	(P7) 第2業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (10) 研修参加者の旅費・交通費	プロポーザルでは、遠方都市が11都市指定されていますが、これは、R/D上の”distant locations such as Upper Egypt”と認識して宜しいでしょうか。 また、この航空券と宿泊費をプロジェクトで負担するとありますが、日当は積算しなくてもよいのでしょうか。 宿泊費について、安全面での配慮や、宗	今回のプロポーザル作成にあたっては業務指示書の11都市を”distant locations such as Upper Egypt”とご理解ください。 また、この航空運賃及び宿泊費は日本側負担ですが、日当については積算不要です。 宿泊については女性・男性で特別な配慮は必要ありません。

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>教上女性が一人でも宿泊できるレベルのホテル等を配慮する必要があるでしょうか。その場合の宿泊施設の金額の上限があれば教えてください。</p>	
6	<p>(P8) 第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (3) 広報活動</p>	<p>効果的な広報を行うためには、ある程度の予算が必要と考えますが、広報費の計上は認められますでしょうか。また広報費として認められる項目・内容の目安や金額の上限はありますでしょうか。</p>	<p>広報費は計上していただいて結構です。項目・内容についての目安はありませんが、金額は1期・3期で各期30万円程度、2期で40万円程度を想定しております。</p>
7	<p>(P10) 第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容【第1期契約期間】 (4) 本邦研修（活動1-3）</p>	<p>本邦研修では通訳が必要になるかと思いますが、現地雇用したローカルスタッフを通訳として本邦研修に同行させる提案は可能でしょうか。</p>	<p>現時点では、英語-日本語（やむを得ない場合はアラビア語-日本語）の通訳を想定しており、通訳の質を考慮し、本邦内の通訳人材を前提として提案をお願いします。なお、業務指示書P10の7行目の「<u>研修管理</u>」は「<u>研修監理</u>」が正しいですので、お詫びするとともに訂正いたします。</p>
8	<p>(P10) 第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容【第1期契約期間】 (4) 本邦研修（活動1-3） R/D Annex 3 P0（1枚目のTraining in Japan）</p>	<p>R/Dより、開催時期はプロジェクト開始後5カ月頃が想定されています。指示書上では、3カ月前には研修候補者（案）や日程（案）を人間開発部に提出することが求められております。専門家派遣がプロジェクト開始後1カ月後になることが予想され、その後、限られた準備期間で本邦研修の準備を3~4カ月の間に進めることとなります。研修参加者の選定と同時に、参加者の希望を踏まえた研修プログラムの調整を行い、国内で研修先</p>	<p>本邦研修がプロジェクト開始後5か月後に設定されているのは、開始後早い段階でエジプト側のカウンターパートにまず日本の現場を見ていただき、プロジェクト運営を率先垂範する推進役になっていただきたいという意図があります。業務指示書の記載にありますとおり3カ月前には研修候補者（案）や日程（案）を人間開発部に提出するとしましても、専門家の皆様が現地に入られてプロジェクトが開始されてから2カ月間を候補者（案）や日程（案）の提出の準備にあてていただき、その後の3ヶ月を合わせまして5ヶ月間の準備期間が見込まれるため、準備のための時間はあるものと考えます。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>に研修の受入を依頼していくことになると存じます。準備期間が大変短いため、R/D 上での研修実施の日程を変更して対応することが可能でしょうか。</p> <p>もし日程の変更が難しい場合、現時点で凡そ想定されている訪問先（研修講師）の選定と、その機関や講師に貴構より打診等を既に行ってくださいとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、宿泊先の候補として、JICA 東京を一案として想定しておりますが、現時点で研修の開催（想定）時期に、予約が可能であるかをお伺いしても宜しいでしょうか。それにより、コンサルタントで宿泊手配を進めるべきかを検討させて頂きたいと思っています。</p>	<p>上述のとおり、本邦研修はプロジェクト開始後早期に実施することが望ましいですが、プロジェクト開始後にエジプト側と協議して、候補者の人選に時間を要する等の事情がある場合には、時期の変更を行う事は可能です。</p> <p>業務指示書では P9 - P10(4)に「訪問先として、厚生労働省（日本の保健医療システム、医療安全施策）、日本医療機能評価機構（病院機能評価事業等各種事業の紹介）、医療安全支援センター（機能、ガバナンス等）、日本医療安全調査機構（機能、ガバナンス等）、病院数カ所（質・医療安全・院内感染対策に係る組織体制、各種委員会の機能と活動、モニタリング評価体制、継続的質改善活動等）等が想定される。」と例示しておりますが、訪問先や講師の選定は弊機構ではなく受託機関で実施することを想定しており、いずれの想定先にも打診等は行っておりません。</p> <p>JICA 東京の来年度の利用予定は現在調整中ですが、JICA 東京は例年 9 月から 11 月は特に混雑し、予約は他の時期と比べると困難であると考えられます。その他の月は年度によって若干の変動はあるものの、現時点では多少の受入れキャパシティは残っているものと思われませんが、JICA 東京での受入れを念頭に置いている場合には契約交渉時にその時点での状況を考慮して検討することになると考えます。しかしながら、例年 JICA 東京は多くの研修要望が寄せられ、特に直近の数年の実績では他の国内機関と比べて一年を通じて混雑しており、いわゆる繁忙期でない月でも研修実施時期を調整するケースが出ておりますので、JICA 東京所管以外の地方を主として実施する研修の提案も歓迎します。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
9	<p>(P11) 第2業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務の内容【第1期契約期間】</p> <p>(14) 病院スタッフに対する質・医療安全に係る研修の実施支援（活動2-7）</p>	<p>対象病院の病院指導者が実施する病院スタッフに対する5S-KAIZEN-TQM手法の実施に焦点を当てた質・医療安全に係る研修の実施を支援する、とありますが、5S-KAIZEN-TQM手法について適切にその手法を理解し、ファシリテーターのレベルに至るまでには、他案件での実施経験から5S-KAIZEN-TQMの研修自体に少なくとも5日間を要します。保健人口省やHIO本部、県保健局の質担当向けの指導者研修（活動1-9）において、5S-KAIZEN-TQM手法の実施に焦点を当てた質・医療安全に係る指導者研修の実施には計10日間程度を計画する必要があると考えます。研修日程の大幅な変更を認めて頂けるでしょうか。また、先方政府との協議を踏まえ、10日間連続して研修を開催することは、研修対象者の他業務を考慮すると効果的ではない（長い）との判断に至る場合、研修を2回に分けることも検討しておりますが、貴構として、研修の開催の方法として認めて頂けるでしょうか。</p>	<p>P11(14)の病院スタッフに対する質・医療安全に係る研修を実施する、P10(8)の指導者への指導者研修（活動1-9）ですが、第1期でまずは5日間程度のパイロット研修を行い、研修計画、プログラム、教材に適宜改訂を加えたうえで第2回指導者研修を5日間程度行う、と想定しております。病院指導者となる候補者を計10日間召集することは候補者の他業務を考慮すると現実的ではない可能性が高いですので、本プロジェクトでは5S-KAIZEN-TQM手法の理解や現場での質・医療安全への応用を、5日間程度の中で理解していただく場を想定しております。研修での習得が不十分な部分については、研修参加者所属機関への別の訪問機会や病院スタッフへの研修にともに行く機会等を通じ、OJTのような方法で補完的に能力を強化することも可能と考えております。</p> <p>上述の点を踏まえつつも、より適切と思われる方法をご提案いただくことは可能ですが、業務指示書に記載した規模で弊機構としては想定しております。</p>
10	<p>(P12) 第2業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務の内容</p>	<p>カウンターパート等が地方の病院へのモニタリング・評価を行う場合、その交通費と日当宿泊費の負担は、先方政府が</p>	<p>先方政府の負担と想定しております。プロジェクト開始後に先方政府との間で確認することを想定しております。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
	(4) 院外からの質・医療安全に係るモニタリング・評価の実施	負担することを想定されておりますでしょうか。	
11	(P12) 第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (4) 院外からの質・医療安全に係るモニタリング・評価の実施	院外からの質・医療安全に係るモニタリング・評価の実施に際し、対象 H10 病院は H10 本部もしくは H10 県事務所が実施するとの想定でよろしいでしょうか。 また、H10 病院の情報はどのようなルートで保健人口省の質部門に共有されるのか分かる範囲でご教示ください。	モニタリング・評価の実施方法については、対象 H10 病院は H10 本部もしくは H10 県事務所が実施すると想定しておりますが、保健人口省質部門の関与も考えられるため、プロジェクト開始後、先方政府と十分に確認・協議のうえ、決定することを想定しております。 H10 病院から保健人口省質部門への情報伝達ルートについては「エジプト・アラブ共和国 保健医療セクター情報収集・確認調査 ファイナルレポート」 http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12285292.pdf の P51 図 7-1 中央レベルの質の管理・評価体制をご参考として下さい。
12	(P12) 第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容【第2期契約期間】 (5) グッドプラクティスを共有するセミナーの開催(活動 1-11) (P12) 6. 業務の内容【第2期契約期間】 (7) グッドプラクティスの	当該契約期間に3回実施予定とありますが、これは、第2期において3回ということでしょうか、または2019年～2024年の間に3回ということでしょうか。後者の場合、具体的に指示書内でどれがその3回に当たるのか、明示頂けますでしょうか。(P13に記載のある第3期に実施予定のグッドプラクティス共有セミナーは、当該契約期間に1回とあります。) また、2期が3回開催の場合、(7)のプ	業務指示書 P12 の(5)に記載のグッドプラクティスを共有するセミナーは、第2期契約期間(2020年7月～2022年11月を想定)に3回実施予定です。

通番	当該頁項目	質問	回答
	プロジェクト対象外病院への共有	プロジェクト対象外病院への共有ワークショップは、(ニュースレター等の共有が想定されておりますが)上記の(5)ワークショップの回数の中に含まれるのでしょうか。もし含まれる場合、一律1回あたりの費用見積となっております、セミナーの参加者が異なり(第三国からの参加はない)ますが、一律の費用として見積もってもよいのか改めて確認させていただきます。	業務指示書 P12 の (7) に記載のグッドプラクティスのプロジェクト対象外病院への共有はニュースレター等による共有を想定しており、(5) のワークショップ回数とは別の想定です。
13	<p>(P12) 第2業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務の内容</p> <p>(6) 県内における展開計画の策定支援(活動1-12)</p> <p>(P14) (5) 研修の県内における展開計画の策定支援(活動1-12)</p>	<p>県事務所の展開計画の遵守をどのように確認することを想定されているのでしょうか。(年次計画は各県事務所、また各H10県事務所から独自で保健人口省やH10本部に共有されるのでしょうか。もしくはこのシステムの構築もプロジェクトのスコープに含まれるのでしょうか)</p> <p>また、県保健事務所だけではなく、H10県事務所の展開計画の支援も必要でしょうか。もしくは、県事務所とH10県事務所にて統合された展開計画の策定を支援する必要がありますでしょうか。</p> <p>P14では、活動として「展開計画の見直しの支援」が記載されていますが、どのように支援することを想定されていま</p>	<p>県内への展開計画は県保健事務所及びH10県事務所にて策定され、保健人口省質部門へ共有される想定ですので、展開計画の遵守に関しては保健人口省質部門、各県の保健事務所やH10県事務所の訪問を想定しておりますが、状況に応じて保健人口省質部門を含めることや、県保健事務所及びH10県事務所下の病院の関係部署とも連携するなど、プロジェクト開始後に関係部署間で協議のうえ、決定する想定しております。</p> <p>P14(5)の「展開計画の見直しの支援」に関しては、各県で作成したプロジェクト対象外病院への展開に関する活動が、実際にどのように進められているかを保健人口省質部門とともに、県保健事務所・H10県事務所に対し確認するとともに、例えばその展開が進んでいないといった場合には、展開計画の見直しを支援することを想定しております。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>すでしょうか。</p>	
14	<p>(P14-P15) 第 2 業務の目的・内容に関する事項 7. 報告書等 (2) 技術協力成果品等</p>	<p>技術協力成果品、ならびにその他プロジェクトで作成する資料等が多数ありますが、想定されている部数と、印刷の種類（製本または簡易製本）、言語（英語、アラビア語）をご教示ください。 また、印刷と製本、翻訳のための費用は計上することが可能でしょうか。その場合、一般業務費の資料等作成費に計上するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務指示書 P15(2) 技術協力成果品等について、 「<u>業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出することとする。</u>」という記載を、 「<u>業務を通じて作成された以下の資料については、完成次第提出とする。ア及びコについては簡易製本にて 2 部ずつ、イ～ケについては電子化（CD-R）にて 2 部ずつを、英語及びアラビア語で提出する。</u>」と改めます。 したがって、ベースライン調査報告書とエンドライン調査報告書については簡易製本にて英語・アラビア語を 2 部ずつ、その他のガイド等の資料は CD-R にて 2 部ずつ、英語・アラビア語でご提出下さい。 印刷、製本、翻訳のための費用は一般業務費の資料等作成費に計上いただくのはご理解のとおりです。</p>
15	<p>(P18) 第 3 業務実施上の条件 5. 現地再委託（1）ベースライン調査（2）エンドライン調査 (P5) 第 2 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項</p>	<p>（P5 に記載されている協力効果の検証より）学术论文に投稿可能なレベルの客観性の高い統計学的手法を用いた調査を実施するにあたり、すでに弊社が入手している見積金額が 300 万円を上回っており、上限金額である 300 万円では十分な調査が実施できない可能性がございます。契約交渉段階において、入手している見積額に応じて、調査費用を増額さ</p>	<p>現時点では記載のとおり上限 300 万円の想定しております。 見積金額総額が弊機構の想定範囲内であれば、現地再委託費の見積金額の上限について交渉の検討ができる可能性はありますが、上記の想定であることはご理解願います。</p>

通番	当該頁項目	質問	回答
	(協力効果の検証)	せて頂くことは可能でしょうか。	
16	(P18) 第3 業務実施上の条件 6. その他留意事項(2) 供与機材調達	プロジェクトオフィスには、エアコンやヒーターは設置されていますでしょうか。エジプトは寒暖差が激しく、空調設備が整備されていない場合は、それらの機材も調達したいと考えております。その場合、別途計上してもよいのでしょうか、または指示書の内容では、見積書上で供与機材調達は450万円で積算することとなっているため、別途計上することは認められませんでしょうか。	R/D で執務室の確保はエジプト側負担であることを確認しており、JICA エジプト事務所からエアコンや家具一式付きの執務室をエジプト側に依頼しておりますが、具体的な場所は専門家の構成等によるところもあり、プロジェクト開始後に決定することを想定しております。 また、エアコンやヒーターは供与機材調達の450万円に含まれませんので、別途計上は想定しておりません。
17	(P18) 第3 業務実施上の条件 6. その他留意事項(2) 供与機材調達 R/D の Annex3 P0、Inputs、The Japanese Side	R/D 上では、Equipment (vehicle)とありますが、指示書上には、車両の調達について供与機材に指定されておりません。プロジェクトでは、供与機材として車両の購入や供与はせず、レンタカーで対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	5S-KAIZEN-TQM 活動の位置づけについて (P5) 5. 実施方針および留意事項 (1) 全体方針	指示書の全体方針の中で、5S-KAIZEN-TQM について、「質・医療安全を実践的に強化する手法として5S-KAIZEN-TQM 手法を導入し、保健人口省及び病院において質・医療安全に係る人材の能力強化を行う」、「ツールとして	ご理解のとおり、個々の活動レベルで5S-KAIZEN-TQM 手法を手段として用いて業務を行うことを通じ、事業全体として質・医療安全の強化を図ることを目的としております。例えば、ご指摘いただいたPDM の上位目標の指標には、(3)、(4)のほか、(1) 質・患者安全に関するモニタリング指標を報告した病院の数、(2) 患者安全に関する事例の報告数といった指標もあり、カイゼ

通番	当該頁項目	質問	回答
		<p>の5S-KAIZEN-TQM手法が自己目的化しないよう、病院のサービスの質改善が目指すところであることを常に念頭に置く」とあり、医療安全のレベルを向上させるツールとして指示書に記載されていると理解致します。他方、2-9の活動として、「院外からの質・医療安全に係るモニタリング・評価を通し、病院内における5S-KAIZEN-TQM活動の実施を支援する」とあり、R/DのPDMの上位目標の指標では、(3)対象病院におけるカイゼン事例数、(4)5S-KAIZEN-TQM活動を行っている病院数、プロジェクト目標の指標でも(5)カイゼン事例数の増加等が明示されています。</p> <p>5S-KAIZEN-TQM活動の位置づけについて、質・医療安全の強化を図るためのツールとして捉えて業務を運営すべきか、または5S-KAIZEN-TQM活動を幅広く行う中で、結果的に質・医療安全の強化に繋げることを見据えるべきか、この考え方が明らかにならなければ注力すべき活動について提案書の記載内容にも影響すると思われるのでご教示ください。</p>	<p>ン事例数だけが上位目標の達成を測るものではなく、これら指標を総合して見ていきつつ質・医療安全の向上を目的とするという考えです。</p> <p>したがって、5S-KAIZEN-TQMの位置づけは質・医療安全の向上を図るためのツールとして捉えていただくようお願いいたします。</p> <p>一方で、質と医療安全のレベルの向上を測る指標として、プロジェクト開始後にエジプト政府との協議の中で現行のものより適切なものが考えられる場合には、PDM指標そのものの改訂も可能性としてはあります。</p>

以 上